

木津川市ボランティア基金管理運営委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、「木津川市ボランティア基金設置要綱」第6条の規定に基づき、木津川市ボランティア基金管理運営委員会（以下、「管理運営委員会」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(管理運営委員会の任務)

第2条 管理運営委員会は、社会福祉法人木津川市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）会長の諮問に応じて、次の各号にかかげる事項を審議し、その結果を会長に答申する。

- (1) 基金の造成に関する事
- (2) 基金の管理運営及び助成に関する事
- (3) その他、目的達成に必要な事項

(委員の構成)

第3条 管理運営委員会は、委員は15名をもって組織し、次の各号に掲げる者の中から市社協会長が委嘱する。

- (1) 市関係者
- (2) 民生児童委員協議会代表
- (3) 市社協関係者
- (4) 木津川市ボランティア代表
- (5) 学識経験者
- (6) その他市社協会長が必要と認める者

2 必要ある場合は、資料の作成、調査等に当たらせるため、幹事若干名を置くことができる。

(委員長)

第4条 管理運営委員会に正副委員長各1名を置く。正副委員長の選任は、委員の互選とする。

- 2 委員長は管理運営委員会を代表し、管理運営委員会を統括する。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長が委員長の職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 前項の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第6条 管理運営委員会は、必要の都度、委員長が招集し議長となる。

- 2 管理運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 管理運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。

(庶務)

第7条 管理運営委員会の庶務は、市社協事務局において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、管理運営委員会の運営に必要な事項は、市社協会長が定める。

附 則

この規程は、平成19年7月1日から施行する。